

# 2019年度貸付債権担保住宅金融支援機構債券等の発行に係る 引受主幹事候補会社の選定について

2019年度発行予定の貸付債権担保住宅金融支援機構債券（貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券を含む。以下「機構MBS」といいます。）及び一般担保住宅金融支援機構債券（以下「機構SB」といいます。）の発行に係る引受主幹事候補会社の選定を次のとおり実施します。

## 1 選定方法

2019年度において発行を予定している機構MBS及び機構SBの引受主幹事候補会社については、引受業務の受託を希望する会社から「2019年度機構MBS及び機構SB引受業務受託希望申出書」（以下「受託希望申出書」といいます。）の提出を受け、原則として書類選考による評価を行った上で選定します（必要に応じて個別面談等によるヒアリングを行う場合があります。）。

## 2 選定スケジュール等

### (1) スケジュール

2018年12月7日（金） 10:00 「受託希望申出書」等応募書類の配付開始

2018年12月12日（水） 11:00 引受業務受託希望者向け説明会（※）

2019年1月9日（水） 17:00 「受託希望申出書」等応募書類の提出期限

2019年3月上旬頃 選定結果の通知

※引受業務の受託希望者に対し、2018年12月12日（水）に説明会（30分程度）を開催します。説明会への参加を希望する場合は、12月10日（月）17:00までに事前の参加登録をお願いします。詳細につきましては住宅金融支援機構市場資金部（電話番号：03-5800-9469）までお問合せください。

### (2) 引受業務受託希望書等の配付及び提出

#### ① 配付

住宅金融支援機構 市場資金部において直接交付します。

#### ② 提出

住宅金融支援機構 市場資金部への持参による提出に限ります。

・提出書類：引受業務受託希望書

アンケート項目1～5に対する回答書

アンケート項目6に対する回答書

直近年度の決算書

直近年度の決算における自己資本規制比率及び決算の概要

### 3 2019年度機構MBS及び機構SB引受主幹事候補会社選定要件

次のすべての要件に該当することとします。

- (1) 2014年度から2018年度（2018年12月末現在）までに発行された国内公募社債について、主幹事の実績があること。[注1]
- (2) 2014年度から2018年度（2018年12月末現在）までに発行された国内のABS（ただし、最長償還期間5年以上のものに限る。）又はRMBSについて、引受実績があること。[注1][注2]
- (3) 2014年度から2018年度（2018年12月末現在）までに発行された償還期間10年以上の国内公募社債（機構MBS及び機構SBを除く。）について、引受実績があること。
- (4) 住宅ローン債権の償還特性について十分な知識を有し、かつ、その知識を活かした期限前償還推計モデルを構築し、RMBSのキャッシュフローを分析・評価する能力を有していること。[注3]
- (5) 国内のABS（ただし、最長償還期間5年以上のものに限る。）又はRMBSに関して、商品性及びキャッシュフローについて分析・評価した経験があり、情報提供ツールにより当該分析・評価を公表したことがあること。
- (6) 国内市場で幅広い投資家層への販売アクセスを確保し、機構MBS及び機構SBの引受及びセカンダリーを含めた販売業務を円滑かつ適切に実施するための組織体制を有し、必要な人員が配置されていること。また、継続的かつ安定的に、機構MBS及び機構SBの引受及び販売業務を遂行できる能力を有し、2019年度を通じて機構MBS及び機構SBの引受主幹事候補会社としての業務を遂行すること。[注3]
- (7) 上記(6)のとおり組織体制及び人員配置が維持されていることを把握するため、半期ごとに引受体制・販売体制を機構に報告すること。
- (8) フラット35取扱実績に応じたMBS配分プログラムに係る契約書を締結すること。

[注1] 国内公募社債には、地方債及び財投機関債を含め、国債及び政府保証債は除く（以下同様）。  
なお、2018年度における機構MBS又は機構SBの主幹事実績をもって(1)の実績と、2018年度における機構MBSの引受実績をもって(2)の実績とみなすこととする。

[注2] 公募、私募の別を問わない。

[注3] (4)及び(6)については、2019年度を通じて選定要件を満たす必要がある。

#### 【留意事項】

- ・引受主幹事候補会社には法令遵守を厳に求めるものであり、機構MBS及び機構SBの適切な販売に疑義があると考えられる場合は、上記(1)～(8)の要件を満たしていても、引受主幹事候補会社として選定いたしません。
- ・主幹事会社は、機構MBSの発行条件決定前に、市場需給の把握に努める中で合理的に判断した需要額を引受予定額とすることについて機構と合意し、合意を証するための覚書を締結する必要があります（覚書の締結に合意しない場合はシ団のみの招聘となります。）。
- ・2019年度から新たに引受主幹事候補会社となる会社は、シ団のみの招聘となります。
- ・シ団のみの招聘となる引受主幹事候補会社であっても、MBS配分プログラムに係る契約を締結していただきます。
- ・事業譲渡・合併等により法人に変更があった場合で、機構債券の引受業務・販売業務部門の組織体制・陣容の大宗が現法人に引き継がれている場合は、承継前の法人の実績等を加味することができます。

#### 4 2019年度機構MBS及び機構SB引受主幹事候補会社及び主幹事の選定に係る評価基準

2019年度機構MBS及び機構SB引受主幹事候補会社は、3の選定要件を満たした上で、以下の評価項目に基づき総合評価を行い、評価結果に基づき機構から指名（選定）することとします。

また、2019年度における機構MBS及び機構SBの各起債に係る主幹事についても、当該評価結果に基づき機構から指名（選定）することとします。

評価項目		評価内容	
1	起債運営体制 (4点)	(1) 引受体制（人数） ----- (2) 販売体制（人数及び機関投資家取引実績）[※1]	
2	引受・主幹事実績 (3点)[※2]	(1) 国債、地方債及び政府保証債引受実績（金額）[※3] ----- (2) 財投機関債（機構MBS及び機構SBを除く。）主幹事実績（金額）[※3] ----- (3) 国内ABS及び国内RMBS（機構MBSを除く。）主幹事実績（金額）[※4]	
3	機構MBS及び機構SBへのサポート実績 (10点)[※2]	(1) 機構、機構MBS及び機構SBに関するレポートの発行実績（本数） ----- (2) 機構のプレゼンス向上に寄与するレポートの発行実績（本数） ----- (3) 日本証券業協会に対する機構MBS及び機構SBの市場実勢値の公表の有無 ----- (4) 機構MBS及び機構SBに係る投資家需要拡大に貢献した実績	
4	起債運営及びマーケットメイクの実績 (40点)[※2]	(1) 機構MBS及び機構SBの起債運営実績 ----- (2) IR訪問実績（件数） ----- (3) 機構MBSのセカンダリー取引実績（金額）	
5	ワーク・ライフ・バランス等の推進の実績 (3点)	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況の実績	
6	2019年度の機構MBS及び機構SBの起債運営に関する提案 (40点)	起債運営及び起債戦略について (20点)	(1) これまでの提案内容等に関する2018年における取組実績の説明 ----- (2) 機構MBS及び機構SBの起債環境についての考察 ----- (3)-1  2019年度の機構MBS及び機構SBの発行について適正なスプレッドで適切に販売するための起債戦略の提案 ----- (3)-2  今後の日本銀行による金融政策の想定とそれを踏まえた中期的な起債戦略の提案
		投資家層の維持・拡大等に	(4) 機構MBS及び機構SBに関する課題とその解決策並びに2019年度における取組の提案（実施中のものや新たに開始する予定のもの）

	向けた取組について (20 点)	(5) 機構及び起債に携わる各主幹事との一体的かつ円滑な I R 運営を踏まえた具体的な I R の提案 (年度の I R 方針・四半期ごとのテーマ及び I R の質の向上に関する取組)
--	------------------	---

- [※1] 2018 年 1 月から 12 月末までに償還期間が 10 年以上の政府保証債、地方債及び財投機関債 (機構 MBS 及び機構 SB を含む。) を販売した実績のある機関投資家数
- [※2] 2018 年 1 月から 12 月末までの実績
- [※3] 年限は 5 年以上のもの
- [※4] 国内 ABS、国内 RMBS とともに公募、私募の別を問わない。

(備考)

- ・ 2019 年度の機構 MBS において主幹事会社を務めることができる証券会社は、引受主幹事候補会社の中から 8 社を選定します。
- ・ 2019 年度から新たに機構 MBS の引受主幹事候補会社となる証券会社は、シ団のみの招聘となります。
- ・ 2019 年度の機構 SB において、主幹事会社を務めることができる証券会社は、引受主幹事候補会社の中から 5 社を選定します。
- ・ 投資家の維持・拡大に資する具体的な I R の提案に係る評価が高かった証券会社については、当該四半期中における I R 活動の方針策定及び取りまとめ等の事務を依頼する予定です。

## 5 本件に関するご質問について

本件に関してご質問がございましたら、2018 年 12 月 14 日 (金) 15:00 までに次のアドレスあてに電子メールでお送りいただきますようお願いいたします。

送付先 : shijyo\_mbs@jhf. go. jp

なお、頂戴したご質問につきましては、当機構にて取りまとめの上、応募書類を受領された全社様に対して、当機構から 2018 年 12 月 21 日 (金) までに電子メールで回答させていただきます。

<照会先>

住宅金融支援機構

市場資金部 債券発行グループ

〒112-8570 東京都文京区後楽 1-4-10

TEL : 03-5800-9469 FAX : 03-5800-9460

担当 川島、石田、石井、本多